

令和 2 年 2 月 19 日
北海道管区行政評価局

国立大学における学校学生生徒旅客運賃割引証の 発行枚数の制限の撤廃について（改善状況）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答—

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、北海道内の国立大学における学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の発行状況等について実情を調査するとともに、民間有識者からなる行政苦情救済推進会議（座長：曾根^{そね} 理之^{まさゆき} 弁護士）に諮り、同会議の意見を踏まえ、令和元年 11 月 29 日、4 国立大学法人（北海道大学、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学）に対して、改善に向けたあっせんを行いました（別紙参照）。

このあっせんに対し、4 国立大学法人から、改善に向けた取組状況について回答がありましたので、公表します。

【端緒となった行政相談の要旨】

私が在学している大学では、学割証について一人当たりの年間発行枚数を 10 枚までと制限している。私は、枚数制限があることを知らずに使用していたため、既に 8 枚使用しており、今後の大学生活に影響が出てしまうことを憂慮している。総務省の行政相談には、発行枚数が制限されて困っているとの相談が寄せられ、枚数制限の撤廃等の解決が図られているとの情報を得たため、制限の撤廃等、改善が図られるようにしてほしい。

制度の概要・当局の調査結果等

- 学割証は、各旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）が指定する学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定による小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園のほか、JR から指定を受けた学校。以下「指定学校」という。）の学生や生徒を対象として、修学に伴う経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施
 - ⇒ 北海道内では、4 年制大学の 40 大学（7 国立大学、6 公立大学、27 私立大学（うち 1 校は通信制大学））が指定学校として登録
- 学割証を JR の窓口提出すると、片道の営業キロが 100km を超える区間の普通乗車券が 2 割引で購入可能
- 学割証の配付は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が定める「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領」に基づき実施されており、その使用目的の範囲は、帰省や実験実習、試験などの正課の教育活動等に限定
- 機構は、各指定学校に対し、毎年 10 月 31 日までに、当該年度の使用状況及び翌年度（5 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで）の使用見込みの報告を依頼
 - 報告結果の連絡を受けた JR は、機構を通じて指定学校に対し、学割証を配布
- 機構は、ホームページに掲載する「学割証の取扱いに関する Q&A」において「『1 人 10 枚まで』等の枚数制限はありません」と記載しており、従来から一人当たりの年間発行枚数に制限を設けていない。
- 7 国立大学における発行状況をみると、3 国立大学において一人当たりの年間発行枚数を制限（それぞれ 10 枚まで又は 20 枚まで）
 - ⇒ 10 枚までの制限を設けていた 2 国立大学（北海道大学及び北海道教育大学）は、当局調査を契機として、それぞれ令和元年 10 月 1 日、9 月 3 日に制限を撤廃
- 制限を設けていないにもかかわらず、学生生活の手引き等やホームページにおいて、制限を設けていると誤って記載されている国立大学あり

国立大学法人に対するあっせん要旨

- ① 学割証について一人当たりの年間発行枚数の制限を撤廃すること（帯広畜産大学）
- ② 学生生活の手引き等やホームページにおいて一人当たりの年間発行枚数に制限を設けている旨の記載がある場合は、これらの内容を修正すること（北海道大学、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学）
- ③ 一人当たりの年間発行枚数に制限があると学生が誤認しないよう、証明書発行機や発行窓口等に制限を設けていない旨の表示を行うなど、周知の徹底を図ること（帯広畜産大学）



国立大学法人からの回答要旨

- ① 学割証について一人当たりの年間発行枚数の制限を撤廃した。（帯広畜産大学）
- ② 学生生活の手引き等については、令和 2 年度発行版から一人当たりの年間発行枚数に制限を設けていない旨に修正するとともに、ホームページについては、制限を設けていない旨を記載した。（北海道大学、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学）
- ③ 証明書発行機に一人当たりの年間発行枚数に制限がない旨の掲示を行い、周知の徹底を図った。（帯広畜産大学）



行政相談マスコット
キクーン

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 九野
電話：011-709-1803（直通）
FAX：011-709-1842
E-mail：hkd32@soumu.go.jp

※ 本資料は、北海道管区行政評価局ホームページに掲載しています。

<https://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/sodan.html>